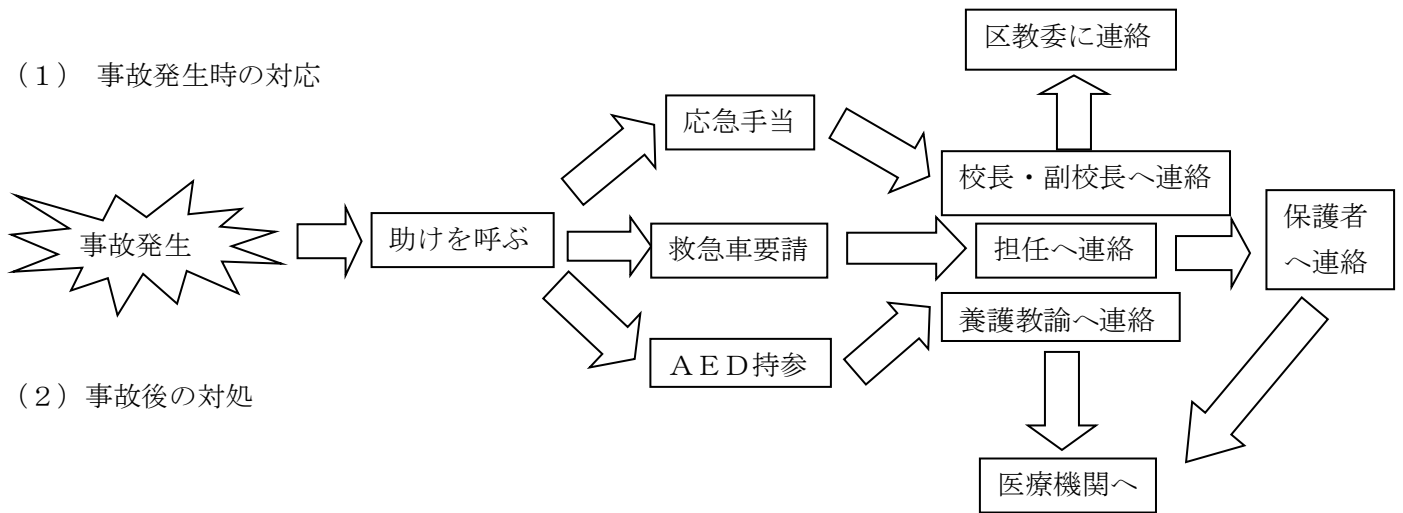
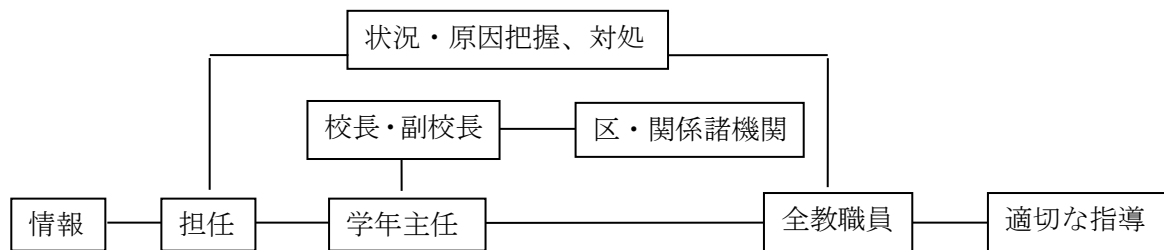


校内での事件及び事故時の対応、特に支援が必要な児童への対応

(1) 事故発生時の対応



(2) 事故後の対処

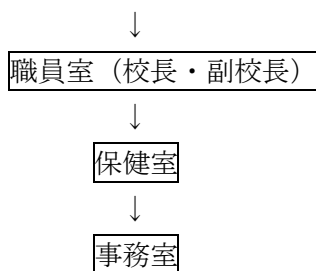


(3) 問題行動等への対応

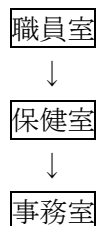
- ・ 児童が授業中、および休み時間に暴力をふるったり、担任一人では手に負えなくなった状況、または児童がいるべきところにいない時などの連絡方法を共通理解しておく。
- ・ ①内線電話を用いて以下の順序で連絡を入れる。②担当者が内線電話を使用できない状況にある時は、児童を直接以下の場所に行かせ、連絡させる。

<担任一人では手に負えない状況の時>

隣のクラスの担任



<児童不在の時>



- ・ 一人で対応せず、学年で、互いに協力し合って対処する。
- ・ 以下の状況の時には、生活指導部へ報告する。
- ・ けんか、交通事故など大きな傷害事故、後遺症のおそれのある事故
- ・ いじめ、けんか、脅しなど他学年・他学校と関係がある場合
- ・ 地域社会と関係がある場合（万引き・いたずらなど）
- ・ 原則として、空き時間の教員が主体的に動く。状況によっては主事にも救援を依頼する。（児童が校外に飛び出した時など）
- ・ 児童が見付からない時は、すぐに管理職に伝える。家庭に連絡を取り、管理職の判断を仰ぎ、警察にも捜索願を申し出る。

* 全教職員が共通理解できるようにする。